

指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1. 事業者

法人の名称	医療法人 済寿会
法人所在地	黒石市末広6-1
法人種別	医療法人
代表者氏名	杉本 園
電話番号	0172-52-5101

2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者様に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者様の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおこなわれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 概要

(1) 居宅介護支援事業者の概要

1. 提供できる居宅サービスの種類と地域	
事業所名	あしたばの里
所在地	青森県黒石市末広6-1
指定事業者番号	青森県0270400039号
電話番号	0172-52-5101
FAX番号	0172-59-1250
サービスの種類	居宅介護支援
サービス提供地域	主に黒石市内 *市外の方のご相談にも応じます。
利用料	介護保険制度から全額支給されるので自己負担金はありません。
交通費	サービス提供地域（黒石市内）にお住まいの方は無料です。 それ以外の地域の方は、調整等のために介護支援専門員が訪問する際の、交通費の実費をご負担していただくこととなります。 ①事業所から、片道10km未満 300円 ②事業所から、片道10km以上 500円
解約料	いつでも解約することができ、その際一切料金はかかりません。

(2) サービス提供時間

平 日	8時30分～17時15分
土 曜 日	8時30分～12時30分
休 業 日	日曜・祝日及び8月13日、12月31日から1月3日
*夜間休日の緊急連絡番号 0172-53-1213 (併設施設：介護老人保健施設「あしたばの里・黒石」)	

(3) 当法人のあわせて実施する事業

種 類	事 業 者 名
介護老人保健施設	介護老人保健施設「あしたばの里・黒石」
通所リハビリテーション	「あしたばの里・黒石」通所リハビリテーション
認知症対応型共同生活介護	グループホーム あしたばの家
黒石市地域包括支援センター (協力機関)	在宅介護支援センター あしたばの里

(4) 職員体制

職 名	資 格	常勤	業務の別	業務内容
管理者	介護福祉士 主任介護 支援専門員	1名	兼務： 在宅介護支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の運営及び業務全般の管理 ・居宅介護支援サービス等に係わる業務
主任介護 支援専門員	介護福祉士	2名	専従	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援サービス等に係わる業務 ・介護支援専門員の助言又は指導
	社会福祉主事	1名	専従	
介護支援 専門員	看護師	1名	専従	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援サービス等に係わる業務
	介護福祉士	1名	兼務： 在宅介護支援センター	
事 務		2名	兼務：施設事務	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費請求、職員庶務等

(5) 居宅介護支援サービスの実施概要

事 項	備 考
課題分析の方法	居宅サービス計画ガイドラインを使用 厚生省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研 修 の 参 加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担当 者 の 変 更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

(6) 居宅介護支援サービスの内容

自宅で生活する利用者様が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

介護支援専門員が行う、居宅介護支援サービスの具体的な内容等は、以下のとおりです。

アセスメント	利用者様の居宅を訪問し、利用者様及びご家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等への連絡調整を行います。
居宅サービス計画の作成	提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画を作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、居宅サービス計画の内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者様と面接を行い、利用者様の心身の状態や居宅サービス計画の利用状況等について確認します。
給付管理	居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定等の申請に係る援助	利用者様の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者様が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者様が自宅での生活が困難になった場合や、介護保険施設等への入所を希望した場合、介護保険施設等に関する情報を提供します。

(7) 居宅介護支援サービスの業務範囲外の内容

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援サービスの業務範囲外の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・救急車への同乗 ・入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ・家事の代行業務 ・直接の身体介護 ・金銭の管理
---------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 利用者様からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

担 当 者	對 馬 一 光	
電 話 番 号	0 1 7 2 - 5 2 - 5 1 0 1	FAX 0 1 7 2 - 5 9 - 1 2 5 0
対 応 時 間	平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 土曜日 8 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0	

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者より対応状況を正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) サービス内容に関する苦情

当事業所以外に、お住いの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情等に苦情を伝えることができます。

黒石市市役所 介護保険課	電話番号	0 1 7 2 - 5 2 - 2 1 1 1
青森県国民健康保険団体連合会	電話番号	0 1 7 - 7 2 3 - 1 3 3 6

5. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかにご家族及び利用者様がお住いの市町村に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は「株式会社 損保保険ジャパン」と損害補償保険契約を結んでおります。）

6. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

7. 主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者様の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者様の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者様の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ①利用者様の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名前を伝えていただきますようお願いいたします。

8. 他機関との各種会議等

利用者様等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するもの、または、利用者様が参加して実施するものについて、利用者様等の同意を得た上で、個人情報の適切な取り扱いの元で必要に応じて実施します。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

- ①支援従事者は、正当な理由なくその業務によって知り得た利用者様及び、ご家族の秘密を第三者に漏らしません。この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。
- ②事業者は、利用者様から予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者様及びご家族の個人情報を用いません。
- ③事業者は、利用者様及びご家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも漏洩を防止するものとします。
（黒石市条例により5年間保存）

10. 利用者様自身によるサービスの選択と同意

- ①利用者様自身がサービスを選択することを支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者様またはご家族に対して提供するものとします。
- ・指定居宅介護支援の提供開始に際し、予め利用者様に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者様は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者様の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の招集や、やむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者様及び当該サービス担当者との合意を図ります。
- ②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者様又はそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者様の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者様への支援を実施します。その際に把握した利用者様の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

11. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び、非常時の体制での早期の業務再開を図るために次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ②定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①法人における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね月に1回開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②法人における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 3. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

①虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

虐待防止に関する責任者： 管理者 對馬 一光

②事業所における虐待防止のための指針を整備します。

③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

④法人における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。

1 4. 身体的拘束等

利用者様又は他の利用者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 5. ハラスメント対策について

①事業所は職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害される事を防止するための措置を講じます。

②利用者様が当事業所職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為等を禁止します。

③ハラスメントの内容の明確化及び方針の周知・啓発を行うと共に相談体制等必要な体制を整備します。

居宅介護支援の提供開始にあたり、上記のとおり重要事項の説明を行いました。
この証として本書2通を作成し、利用者様、事業者が記名の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

説 明 者

事業者名 あしたばの里
所在地 黒石市末広6-1
管理者 對馬 一 光

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意します。

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____

代 理 人

住 所 _____

氏 名 _____

(続 柄)

別紙 1

利用料金及び居宅介護支援費

介護保険適用により利用料は、全額介護保険で負担され、自己負担はありません。(ただし、保険料の滞納等で保険給付が受けられない場合は、定額料を頂きます。)

居宅介護支援費 I (地域区分 1 単位 : 10 円)

居宅介護支援 (i)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 未満である場合	要介護 1・2	1,086 単位
		要介護 3・4・5	1,411 単位
居宅介護支援 (ii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が、45 以上 60 未満の部分	要介護 1・2	544 単位
		要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援 (iii)	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 60 以上の部分	要介護 1・2	326 単位
		要介護 3・4・5	422 単位

加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算 (I)	病院又は診療所へ入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算 (II)	病院又は診療所へ入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
イ) 退院・退所加算 (I)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
ロ) 退院・退所加算 (I)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ) 退院・退所加算 (II)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
ニ) 退院・退所加算 (II)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ) 退院・退所加算 (III)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録し	50 単位

	た場合	
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し、心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者を提供した場合	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位

別紙 2

(令和7年9月1日現在)

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	26.6%
通所介護	49.3%
地域密着型通所介護	36.5%
福祉用具貸与	71.7%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ニチイ学館 26.6%	(有)つがる介護 11.7%	朝日介護 9.7%
通所介護	社会福祉法人すみれ会 49.3%	社会福祉法人 御幸会 17.9%	ケアパートナー 17.2%
地域密着型 通所介護	睦会 36.5%	居宅支援ハート 24.3%	三笠苑 23.0%
福祉用具貸与	(有)ジャストサービス 71.7%	町田アンド町田商会 10.5%	サンメディカル弘前 5.9%